

英国知的財産庁（UKIPO）、  
知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集を開始

2021年6月8日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁（UKIPO）は、2021年6月7日、知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度についての意見募集（Open consultation）を開始した旨、ニュースリリース等にて公表した。

本ニュースリリース等の概要は、以下のとおりである。

- ・ 英国の EU 離脱以降、並行取引品は、欧州経済領域（EEA）から英国へは移動することができるが、逆方向へ移動することは許可されない場合がある。
- ・ 現在、英国の並行取引を支える知的財産権の消尽に関する英国の将来の制度について意見を募集している。本意見募集は、知的財産権の消尽に関する最も適切な制度が何であるか、また、どのように変更が実施されるべきか、を理解するためのエビデンスを求めるものである。
- ・ 本意見募集は、2021年6月7日に開始され、2021年8月31日（23時45分）に終了する。質問を含む[回答フォーム](#)が利用可能であるところ、記入済の回答フォームを[IPExhaustion@ipo.gov.uk](mailto:IPExhaustion@ipo.gov.uk)宛てに電子メールで送信されたい。
- ・ 本意見募集の詳細及び対応方法については、[意見募集に関するウェブページ](#)を参照されたい。知的財産権の消尽及び並行取引に関する詳細については、[ウェビナー](#)でも説明している。
- ・ 本ウェブページには、[意見募集に関する文書](#)、[影響評価](#)及び[回答フォーム](#)が掲載されており、当該文書には次の内容が含まれている。
  - 現在の消尽制度  
2021年より前（英国の EU 離脱よりも前）は、並行取引品は英国と EEA との間で双方向に自由に移動することができた。  
しかし、2021年1月1日以降、英国はもはや互恵的な EEA 域内消尽制度には参加していない。現在、英国は EEA 域内消尽制度に一方的に参加している。つまり、EEA から英国への商品の並行輸入は権利者の許可なしに認められている一方、英国から EEA への商品の並行輸出は権利者の許可が得られない限り禁止されている。
  - 英国の将来の消尽制度のオプション  
英国が EU を離脱した今、英国には、将来の知的財産権の消尽制度を選択し、変更を実施する方法を決定する機会がある。英国の将来の消尽制度には4つのオプションがあり、当該オプションの概要は次の表のとおりである。

オプション	制度の種類	商品の並行輸入	商品の並行輸出
1	EEA 域内制度の英国による一方的な適用（別称「UK+」制度）	EEA 諸国からのみ自動的に許可される（医薬品などの規制品には別の認可があると仮定）	国際的な制度を有する国を除き、自動的に許可されない
2	国内	どの国からも自動的に許可されない	
3	国際	どの国からも自動的に許可される（医薬品などの規制品には別の認可があると仮定）	
4	混合	並行輸入の可能性は、特定の知的財産権、商品又はセクターの取扱いに関する決定に依存する	

ー UKIPO のニュースリリース等は、以下参照 ー  
 （ニュースリリース）

[Consultation on the UK's future regime for exhaustion of IP rights](#)

（意見募集に関するウェブページ）

[UK's future exhaustion of intellectual property rights regime](#)

（ウェビナー）

[Webinar on “exhaustion of intellectual property rights” and parallel trade](#)

（意見募集に関する文書）

[Consultation document on the UK's future regime for exhaustion of IP rights](#) (HTML)

[Consultation on the UK's future exhaustion of intellectual property rights regime](#) (PDF)

（影響評価）

[Consultation stage impact assessment on the UKs future regime for the exhaustion of IP rights](#)

（回答フォーム）

[Response form for UK's future exhaustion of intellectual property rights regime consultation](#)

ー 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー

➤ [Brexit の移行期間終了後の知的財産制度に関する EU 及び英国政府の動向（2020 年 12 月 26 日）\(PDF\)](#)

➤ [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後の送達宛先に関する規則改正についてのガイダンス等を公表（2020 年 11 月 24 日）\(PDF\)](#)

- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後の知的財産に関する主な変更点の概要を公表 \(2020 年 11 月 6 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州連合知的財産庁 \(EUIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の影響に関する情報を更新 \(2020 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野\) \(2020 年 8 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会及び英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州の関係当局、英国の欧州連合 \(EU\) 離脱 \(Brexit\) の知的財産への影響に関する情報を公表 \(2020 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱 \(no-deal Brexit\) の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表 \(2019 年 9 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表 \(2019 年 9 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始 \(2019 年 7 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表 \(2019 年 1 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表 \(2018 年 11 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合 \(「No Brexit Deal」\) における 知的財産関係のガイダンス文書を公表 \(2018 年 9 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018 年 4 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題 \(Brexit\) の EU 商標及び共同体意匠への影響に関する Q&A を公表 \(2018 年 1 月 31 日\) \(PDF\)](#)
- [英国上院 \(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 \(2017 年 12 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [英国下院 \(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 \(貴族院\) 審議へ \(2017 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表 \(2017 年 9 月 12 日\) \(PDF\)](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 \(2017 年 5 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表 \(2016 年 11 月 28 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表 \(2016 年 8 月 4 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表](#)

(2016年6月27日) (PDF)

(以上)